

5 設置までに何をすればいいのか？

5-1 設置までの流れ

申請先が、県の場合の流れ等を記載しています。各市の具体的な取扱いは、各市役所にお問い合わせください (p.66 ~ 68)。

設置に許可申請が必要な広告物について、設置までの流れは次のとおりです。

設置計画

- ・ 設置する場所の規制地域や設置基準を確認の上、計画してください。
- ・ 他法令^{注1}に基づく規制がある場合は、他法令の事前相談も同時期に行う必要があります。

事前相談

許可申請 (5-2参照)

- ・ 申請書に必要な書類を添付の上、2部(正・副)提出ください。

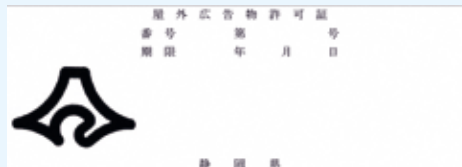
(審査・許可)

- ・ 基準に適合しない内容などに対して、修正がある場合があります。
- ・ 県土木事務所への申請の場合、標準処理期間は25日となっています。(土日祝を含む。補正の期間中は除きます。)
- ・ 許可された場合、通知と許可証票(銀シール)が郵送で交付されます。
- ・ 許可が認められない場合は、不許可の決定通知が送付されます。

工事施工、設置完了

- ・ 許可期間が開始してから、広告物の設置ができます。
- ・ 設置が完了したら、交付した許可証票(銀シール)を見やすい場所に貼り付けてください。
- ・ はり紙、はり札、広告旗、立看板については証印を押印します。

<証票(銀シール)>



<証印>



変更・更新・除却等 (6-1参照)

- ・ 許可された内容に変更が生じたとき、許可期間を更新するとき、除却したときには申請が必要です。

■注1 他法令に基づく規制

- ・屋外広告物制度以外にも法令により定められた規制があり、手続が必要な場合があります。
- ・主なものをご紹介します。

手続	内容	窓口
道路占用許可申請	道路上に広告物を設置する場合	道路管理者（国・県・市・町）
道路使用許可申請	工事等で道路を使用する場合	所轄警察署交通課
工作物確認申請	高さが4mを超える広告物の場合など	指定確認検査機関等
自然公園における申請	自然公園区域内に広告物を設置する場合	県自然保護課等
地区計画の区域内における行為の届出書	屋外広告物の設置が届出対象となっている場合	都市計画担当課（市・町）

5-2 許可申請

■ 許可申請に必要な提出書類（2部：正本1部、副本1部）

- ・設置場所により提出書類、申請先が異なります。
- ・町に設置する場合は、下表の書類を添付してください。
- ・市に設置する場合は、必要な書類が異なる場合があるため、各市のホームページ等でご確認ください（連絡先は p.66～68）。

NO.	種類	備考
1	許可申請書 (施行規則様式第1号の4)	・記名押印又は本人による署名が必要 ・法人による申請（記名押印）の場合、代表者印が必要
2	案内図	・住宅地図等 ※案内図板の場合、設置場所、案内する事業所等の場所、設置場所から案内先への経路・距離、案内図を表示する方向を記入してください。
3	仕様書・設計図	・高さ・面積・構造のわかるもの
4	色彩・意匠を表す図面	・仕様書・設計図と兼ねても可 ※案内図板の場合、案内表示部分及び写真・絵の部分を図示し、それぞれの面積、地の色彩をマンセル値で記入してください。
5	設置場所のカラー写真	※案内図板の場合、隣接する看板との相互間距離が確保されていることがわかるもの
6	静岡県収入証紙	・広告物の種類や面積により金額が異なります。 ^{注2}
以下は該当する場合のみ添付してください		
7	使用承諾書の写し	・他人が所有・管理する土地・建物等に表示する場合
8	道路占用許可証の写し	・道路を占有する場合
9	工作物確認済証の写し	・高さが4mを超える広告物が対象 (確認済証がない場合は、申請先にご相談ください)
10	堅ろうな広告物等の管理者設置届 (施行規則様式第6号)	・高さが4mを超える広告物が対象 ・管理者になるためには、必要な資格があります。 ^{注3} ・資格証のコピーを添付

注2 手数料、許可期間

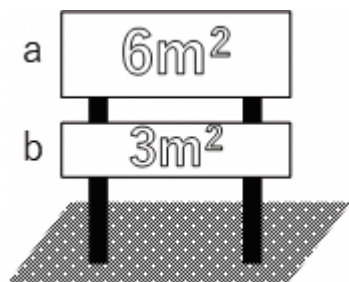
- ・屋外広告物の種類と表示面積に応じた手数料の金額を、申請時に納付する必要があります。
- ・静岡県収入証紙は、県総合庁舎、市役所、町役場の窓口のほか、郵送でも購入が可能です。

区分	種類	金額	許可期間（上限）
第1種	広告板、広告塔など（第3種除く）	5㎡ごとに 1,330円	2年
第2種	はり札、のぼり、立て看板	1枚ごとに 130円	30日
第3種	照明装置のある広告物	5㎡ごとに 1,590円	2年
第4種	はり紙	100枚ごとに 390円	30日
第5種	電柱等への巻き付け広告物など	1個（1組） 260円	2年

- ・第1種、第3種の広告物で、工作物確認のある場合は、許可期間は3年にすることができます。この場合、手数料の金額は単価が1.5倍（それぞれ1,995円、2,385円）となります。

●手数料算出事例

〈例1〉



【aとbの広告主が同一の場合】…合計面積に対する手数料

$$6\text{m}^2 + 3\text{m}^2 = 9\text{m}^2$$

面積の1の位を5の単位で切上げて計算

$$9\text{m}^2 \rightarrow 10\text{m}^2 \quad 10\text{m}^2 \div 5\text{m}^2 \times 1,330\text{円} = 2,660\text{円}$$

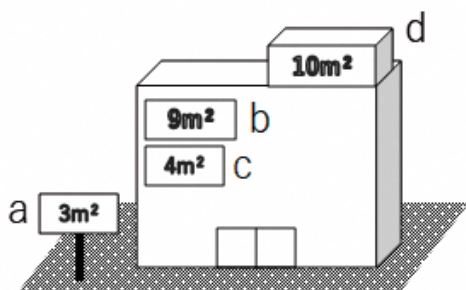
【aとbの広告主が異なる場合】…それぞれの手数料

$$\text{a} \quad 6\text{m}^2 \rightarrow 10\text{m}^2 \quad 10\text{m}^2 \div 5\text{m}^2 \times 1,330\text{円} = 2,660\text{円}$$

$$\text{b} \quad 3\text{m}^2 \rightarrow 5\text{m}^2 \quad 5\text{m}^2 \div 5\text{m}^2 \times 1,330\text{円} = 1,330\text{円}$$

$$\text{合計} \quad 2,660\text{円} + 1,330\text{円} = 3,990\text{円}$$

〈例2〉異なった種類の広告の同時申請



種類ごとの面積によりそれぞれ算出。

$$\text{a (野立)} \quad 3\text{m}^2 \rightarrow 5\text{m}^2 \quad 5\text{m}^2 \div 5\text{m}^2 \times 1,330\text{円} = 1,330\text{円}$$

$$\text{b、c (壁面)} \quad 9\text{m}^2 + 4\text{m}^2 = 13\text{m}^2$$

$$13\text{m}^2 \rightarrow 15\text{m}^2 \quad 15\text{m}^2 \div 5\text{m}^2 \times 1,330\text{円} = 3,990\text{円}$$

$$\text{d (屋上)} \quad 10\text{m}^2 \rightarrow 10\text{m}^2 \quad 10\text{m}^2 \div 5\text{m}^2 \times 1,330\text{円} = 2,660\text{円}$$

$$\text{合計} \quad 1,330\text{円} + 3,990\text{円} + 2,660\text{円} = 7,980\text{円}$$

■注3 堅ろうな広告物

- ・高さが4 mを超える広告物を堅ろうな広告物と言います。
- ・安全性の確保を目的として、設置する際は工作物確認が必要となります。既設の物件に表示する場合で確認済証がない場合は、申請先に御相談ください。
- ・次のいずれかの資格を持つ管理者を設置し、申請時に設置届を提出する必要があります。

- ①静岡県知事の登録を受けた屋外広告業者
- ②屋外広告士
- ③屋外広告物講習会修了者（全国どこの自治体の講習会修了者でも可）
- ④広告美術仕上げ技能士等

点検者の資格要件とは
異なります（p.44）

※屋外広告物講習会

- ・各都道府県、政令指定都市、中核市が実施する業務主任者に関する講習会。
- ・県内で営業を営む屋外広告業者は、営業所ごとに業務主任者を置かなければならず、屋外広告物講習会の修了者は、業務主任者となることができます。
- ・静岡県内での例年の開催時期は以下のとおりです。詳しくはHPをご覧ください→
【静岡県】…11月頃、【静岡市】…1月頃、【浜松市】…6～7月頃



URL : <https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/keikan/okugaikokoku/1029826.html#group1>